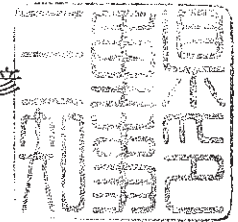


## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山梨県韮崎市下祖母石 2 2 7 8 番地  
氏 名 高野産業株式会社  
代表取締役 高野 實

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 野呂 昭彦



許可の年月日 平成 18 年 7 月 26 日  
許可の有効年月日 平成 23 年 7 月 25 日

1. 事業の範囲（保管・積替えを除く。）

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん

以上 14 種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 許可の申請がされた日における規則第 9 条の 2 第 3 項に掲げる基準への適合性

該当なし

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有